

FSC森林管理審査

公開用概要報告書

審査実施者	SGS 1, place des Alpes Geneva 1211 Switzerland www.sgs.com
連絡窓口	Knowledge Solutions / Forest Management Accreditation
報告書の最終更新日	15 June 2024
認証取得者	Bihoro Town Kita 2 chome, Higashi 2 jo Bihoro-cho Abashiri-gun Hokkaido 092-8650 JAPAN http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/
連絡窓口	Takahiro Sawada
認証林面積	2824.88
FSC認証登録番号	SGSCH-FM/COC-002300
認証発行日	27 February 2023
認証有効期限	11 October 2025
審査回数	Fourth surveillance

この森林は次によって認証されていますSGSFSC国内森林管理規格の要求事項への適合に基づきFSC-STD-JPN-01.1-2020.

認証取得者と認証機関の詳細

質問	入力
認証取得者	
1.01 認証取得者名 *	Bihoro Town
1.01.1 地元の会社名	美幌町
1.01.2 取引名	N/A
1.02.1 住所（号、建物名、部屋番号） *	Kita 2 chome, Higashi 2 jo
1.02.2 住所（丁番）	Bihoro-cho
1.02.3 市町村 *	Abashiri-gun
1.02.4 都道府県	Hokkaido
1.02.5 郵便番号	092-8650
1.03 国 *	JAPAN
1.04 連絡窓口の担当者氏名 *	Takahiro Sawada
1.05 メールアドレス *	krinmug@town.bihoro.hokkaido.jp
1.06 電話番号 *	0152-73-1111
1.07 ウェブサイトアドレス *	http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/
認証情報	
1.08 FSCライセンス番号 *	FSC-C023684
1.09 認証番号 *	SGSCH-FM/COC-002300
1.10 以前の認証番号（該当する場合）	SGS-FM/COC-002300
1.11 認証種類 *	FM/COC
1.12 グループ認証 *	はい
1.13.1 初回認証発行日 *	2005-10-11
1.13.2 最新の認証発行日 *	2023-02-27
1.13.3 認証有効期限 *	2025-10-11
1.14 認証範囲に含まれる管理区画の総数 *	2
1.15 総認証面積（管理区画ごとの面積の合計） *	2,824.9 ha
1.16 証明書の範囲	いいえ
1.16.2 現在の証明書範囲 *	Forest management of the Bihoro town group of plantations and secondary natural forests in Bihoro town, Hokkaido of Japan for the production of softwood and hardwood timber according to the FSC Accredited National Standard for Japan, version 1.1 of 2020-12-1
1.16.3 前の監査以来の範囲の変更 *	いいえ
1.16.1 認証範囲変更の内容	N/A
1.17 認証範囲に含まれる生態系サービス *	いいえ
1.26 継続的な改善手順に従っています *	いいえ
1.25 認証地域の名称及び/または場所	美幌町
認証機関	
1.18 認証機関名 *	SGS
1.19.1 住所（号、建物名、部屋番号） *	1, place des Alpes
1.19.2 住所（丁番）	
1.19.3 市町村 *	Geneva
1.19.4 都道府県	
1.19.5 郵便番号	1211
1.20 国 *	Switzerland
1.21 連絡窓口の担当者氏名 *	Knowledge Solutions / Forest Management Accreditation
1.22 メールアドレス *	forestry@sgs.com
1.23 電話番号 *	598.95.020086
1.24 ウェブサイトアドレス *	www.sgs.com

審査プロセス

質問	入力
審査情報	
2.01 審査種類 *	年次監査
2.01.1 審査回数 *	第4回
2.01.2 監査場所 *	現場で
2.01.3 リモート監査の正当化	N/A
2.01.4 リモート監査に使用される方法	N/A
2.02 審査開始日 *	2024-04-30
2.16 今回の審査のために最初に利害関係者に連絡をした日 *	2024-04-19
2.03 審査終了日 *	2024-06-06
2.04 総入日数 *	2.0
2.04.1 監査時間の正当化 *	Field visits took 1.0 MD.The document review, including stakeholder interviews at Bihoro Town Office, required 1.0 MD.In addition, Off site0.5MD (expert document review) and Onsite0.5MD (document review) were added in application of the excision of areas from the scope of certification.
2.05 報告日 *	Both plantation and secondary forest was visited during field visit. 2024-06-15
規正文書	
2.07 審査に使用された国際基準文書	
2.07.1 商標規格 FSC-STD-50-001 *	はい
2.07.2 グループ規格 FSC-STD-30-005 *	はい
2.07.3 CoC規格 FSC-STD-40-004 *	いいえ
2.07.4 生態系サービス手順 FSC-PRO-30-006 *	いいえ
2.07.5 特定地域の除外指針 FSC-POL-20-003 *	いいえ
2.07.6 農業指針 FSC-POL-30-001 *	いいえ
2.07.7 該当する非木材林産物規格 *	いいえ
2.07.8 CIP FSC PRO 30-011 *	いいえ
2.08 使用された国内森林管理規格または認証機関暫定規格の文書番号 *	FSC-STD-JPN-01.1-2020
2.09 使用された規格のウェブサイトリンク *	https://jp.fsc.org/jp-ja/Normative_documents
2.10 該当する場合、認証機関暫定規格の適応プロセス	N/A
2.30 NFSSリスク評価コード（該当する場合） *	N/A
2.31 認証機関によって行われたNFSSリスク評価からのリスク指定の変化の正当化	
2.31.1 低リスクから、指定されていないまたは指定されていないリスクから指定されていないリスクまで *	N/A
2.31.2 指定されたリスクから、指定されていない、または指定されていないリスクから低リスクまで *	N/A
審査方法	
2.12 MUS /メンバーは評価のために選択されました	The group consists of two members and all two members were sampled.
2.12.1 評価のために選択されたMUSのリスト *	N/A
2.12.2 選択した各MU内で監査されたサイトのリスト（SLIMF MUSおよびコミュニティフォレストのオプション） *	N/A
2.12.3 評価のためにMUSを選択するための根拠 *	FMUサンプリング 認証森林は2つのFMUで構成されている。 ・美幌町森林（個人の森林所有者を含む） ・新宮商社行社有林
2.13 今回の審査中に確認された文書	
2.13.1 適用される法律	一部
2.13.2 長期管理計画	一部
2.13.3 施業に関する技術管理ガイド	一部
2.13.4 伐採権所有地（コンセッション）契約	一部
2.13.5 保有権または土地利用権を示す文書	一部
2.13.6 路網、管理地域などの最新の地図	一部
2.13.7 蓄積の記録	すべて
2.13.8 作業指示書	一部
2.13.9 請負契約書	適用できない
2.13.10 影響を受ける地域社会との協定	適用できない
2.13.11 影響を受ける先住民との合意など	適用できない
2.13.12 手数料、料金、または税金の支払いの記録	適用できない
2.13.13 苦情や紛争と対応の記録	適用できない
2.13.14 労働者への支払いの記録	適用できない
2.13.15 野生生物評価記録	一部
2.13.16 環境影響モニタリング記録	すべて
2.13.17 社会的影響評価結果	一部
2.13.18 森林の成長と健全性モニタリング結果	すべて
2.13.19 収穫（伐採）と生産記録	すべて
2.13.20 化学薬品使用記録	適用できない
2.13.21 利害関係者とのコミュニケーション	一部
2.13.22 購入や販売の伝票（文書）	一部
2.13.23 総合的な病虫獣害管理	適用できない
2.13.24 環境・社会リスクアセスメント	一部
2.13.25 グループメンバーとの契約	すべて
2.13.26 CIP：自己不適合チェック結果	すべて
2.13.27 CIP：アクションプラン	適用できない
2.13.28 CIP：自己監視結果	適用できない
2.13.98 その他。具体的に記入すること	認証範囲からの特定地域の除外に関する資料（一般廃棄物処分場の建設）
2.13.99 確認した文書に関する追加情報	N/A

審査プロセス

質問	入力
2.15 審査のために審査チームが用いた地理的ツール	
2.15.1 FSC GISポータル	いいえ
2.15.2 Google マップ、Bing マップや類似する地図サービス	いいえ
2.15.3 Global Forest Watch	いいえ
2.15.4 GPS トラッキングデバイス（GPS 対応スマートフォンを含む）	いいえ
2.15.5 デスクトップGISツールQGIS、ArcGIS	いいえ
2.15.6 認証機関の有するGISシステム	いいえ
2.15.7 認証取得者の有するGISシステム	いいえ
2.15.8 ドローン、無人飛行機など	いいえ
2.15.9 その他。具体的に記入すること	None
2.27 利害関係者との相談プロセスを説明してください *	Stakeholders were surveyed by e-mail and post prior to the review. NGOs, local schools, local fisheries-related organisations, local nature experts, local nature organisations and timber trading companies were targeted. Prior to the audit, a phone call was conducted to confirm the details of the submitted opinion.
2.17 利害関係者の関与の手段	
2.17.1 対面 *	はい
2.17.2 オンラインミーティング *	はい
2.17.3 電話 *	はい
2.17.4 メールまたは手紙 *	はい
2.17.5 全国新聞または地方新聞への掲載 *	いいえ
2.17.6 関連ウェブサイトへの掲載 *	いいえ
2.17.7 地域ラジオでのアナウンス *	いいえ
2.17.8 地域の掲示板 *	いいえ
2.17.9 ソーシャルメディア *	いいえ
2.17.10 その他。具体的に記入すること	None.
認証判断	
2.19 評価が困難な問題の説明（例えば、矛盾した証拠、分岐した利害関係者の意見、要件の解釈の難しさのために）、および到達した結論の説明 *	重大な不適合提起されているため、登録継続の判断を保留する。
2.20 認証決定に関連する条件	
2.20.1 条件なし *	いいえ
2.20.2 是正期限と共に発行された軽微な不適合の是正処置要求 *	はい
2.20.3 是正期限と共に発行された重大な不適合の是正処置要求 *	はい
2.20.4 認証の事前条件となる是正処置要求 *	はい
2.20.5 その他	No
2.32 特定された主要または軽度の不適合を修正するために、認定決定の前に評価された条件とその後のアクション *	No
2.22 監査人の推奨	
2.22.1 組織は、認定要件に準拠しています *	いいえ
2.22.2 組織は是正措置を講じる必要があります *	はい
2.28 疑わしい不適合の解決	No
2.29 協会のためのFSCポリシーの潜在的な侵害 *	はい 認証森林の除外における要求事項の逸脱は、原則6：環境価値とその価値への影響「組織は、管理区画の生態系サービスおよび環境価値を維持、保全およびまたは復元し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない」に達成を妨げる内容であり、その影響は非常に大きいことを鑑み、重大な不適合と判断した。
2.24 決定に関連するその他の詳細	No
2.23 認証判断 *	維持
2.25 認証判断日 *	2024-08-16
2.26 認証判断の意思決定者 *	SGSCH



審査旅程

4.01 審査旅程内活動の開始日 *	4.02 時間 *	4.03 管理区画またはメンバー *	4.04 活動 *	4.05 サイトの詳細 *
2024-04-30	0.50	N/A	Conducted at SGSJP office prior to 美幌町役場が作成した環境影響評価調査報告書の書類審査。専門家も書類審査に参加した。	N/A
2024-06-04	0.50	Bihoro Town Office (Group secretarial	オープニングミーティング、グループ事務局へのグループ管理システム審査、利害関係者インタビュー（電話）	N/A
2024-06-05	1.00	Bihoro Town and Shingu Shoko	現場審査、委託先及び作業班へのインタビュー	2023年に完了した間伐サイト（新宮商行）2023年に完
2023-06-07	1.00	Bihoro Town Office (Group secretarial	グループ事務局へのインタビュー及び文書審査、クロージングミーティング	N/A

森林管理者の情報

質問	入力
森林地域	
5.01 FSC 及び他の制度の両方の認証を取得している地域（PEFC でない場合は、具体的に記入）	
5.01.1 FSC 及び他の制度の両方の認証を取得している面積（PEFC 相互認証制度） *	0.00 ha
5.01.2 使用されているその他の認証制度（非PEFC）の名称	N/A
5.01.3 使用されているその他の認証制度（非PEFC）の認証面積	0.00 ha
5.02 認証取得者が所有者（共有または部分所有を含む）として、または管理者（コンサルタントまたはその他の責任）として、責任を持っていないが、認証範囲から除外することを選択した森林地域について、除外の理由と共に簡単な説明 *	美幌町及び美幌町のグループ管理プログラムに参加している個人の森林所有者の全ての森林は認証範囲に含まれている。榊新宮商工が所有している全ての町内の森林は認証範囲に含まれている。榊新宮商工は美幌町外においても森林を所有しているが、美幌町内と同様の方針に基づき管理されており、また、他地域の森林認証グループに参加している森林もある。 http://www.shingu-shoko.co.jp/tree/
5.03 所有管理している森林の中で認証範囲から除外されている管理区域の面積	
5.03.1 FSC-POL-20-003に従って除外されている面積 *	0.00 ha
5.03.2 その他の理由で除外されている面積	0.00 ha
5.04 SLIMF としてどのように指定されたかについての説明SLIMFまたはコミュニティフォレストとしての適格基準（FSC-STD-01-003による） *	N/A
森林労働者	
5.05 認証の範囲内で働く男性職員（請負業者を含む）の数 *	181
5.06 認定範囲内で働く女性職員（請負業者を含む）の数 *	59
5.07 前暦年中に管理職で雇用されていた男性に支払われた平均賃金（米ドル換算）	30,863.46 USD
5.08 前暦年中に管理職で雇用されていた女性に支払われた平均賃金（米ドル換算）	30,616.97 USD
5.09 前暦年中に管理職で雇用されていた男性の人数	30
5.10 前暦年中に管理職で雇用されていた女性の人数	1
5.11 前暦年中に管理活動を通じて使用された、請負業者を含む地域社会のメンバーの総数	3
5.12 被った事故の数	
5.12.1 過去の暦年の致命的な労働者と請負業者関連の事故の数 *	0
5.12.2 過去の暦年の深刻な非致命的な労働者および請負業者関連の事故の数 *	0
影響を受ける者	
5.15 森林管理活動に関係する/影響を受ける第三者の有無	
5.15.1 森林管理活動に関連する/影響を受ける地域コミュニティ	はい
5.15.2 伝統的な人々に関連する/森林管理活動の影響を受けます	いいえ
5.15.3 先住民族の人々は、森林管理活動に関連しています	はい
5.15.4 影響を受ける第三者に関する説明（存在、利害、活動など）	地域社会は水源として、または災害防止の観点から認証森林の管理から影響を受ける。アイヌ民族は、文化の伝承の観点から認証森林にかかわりがある。
5.16 地域社会に提供されるサービスの有無	
5.16.1 水源	はい
5.16.2 レクリエーション	はい
5.16.3 教育訓練	いいえ
5.16.4 路網整備	はい
5.16.5 その他。具体的に記入すること	環境教育
環境価値	
5.17 森林の全体的な領域は、高保全価値森林に分類されています *	0.00 ha

森林管理者の情報

質問	入力
5.18 存在するHCVの面積	
5.18.7 HCV1 種の多様性 *	0.00 ha
5.18.8 HCV2 景観レベルでの生態系とモザイク *	0.00 ha
5.18.9 HCV3 生態系及び生息・生育域 *	78.50 ha
5.18.10 HCV4 不可欠な生態系サービス *	0.00 ha
5.18.11 HCV5 地域社会の基本ニーズ *	0.00 ha
5.18.12 HCV6 文化的価値 *	0.00 ha
5.18.13 IFLS特異的に存在する（HCV2のサブカテゴリ）	
5.37 HCV領域の変化	
5.37.1 HCV1 種の多様性 *	0.00 ha
5.37.2 HCV2 景観レベルでの生態系とモザイク *	0.00 ha
5.37.3 HCV3 生態系及び生息・生育域 *	0.00 ha
5.37.4 HCV4 不可欠な生態系サービス *	0.00 ha
5.37.5 HCV5 地域社会の基本ニーズ *	0.00 ha
5.37.6 HCV6 文化的価値 *	0.00 ha
5.19 森林施業に関わる環境保護手段の有無	
5.19.1 バッファゾーン	はい
5.19.2 化学薬品使用管理	いいえ
5.19.3 確保された保全地域	はい
5.19.4 砂防	はい
5.19.5 その他。具体的に記入すること	保護目的のため非公開
5.20 環境保護手段の説明	保護目的のため非公開

森林管理者の情報

質問	入力
グループ管理	
5.27 グループメンバーの総数 *	2
5.28 複数の国に所在するグループメンバーの有無	いいえ
5.29 管理可能な最大のグループメンバー数 *	2
5.29.1 該当する場合、グループサイズへのその他の関連する基準	
5.30 グループ体によって毎年サンプリングされているグループメンバーの数 *	2
5.33 認証の範囲に含まれるエンティティとの責任の分割	
5.33.1 管理計画 *	グループメンバー
5.33.2 森林保護 *	グループメンバー
5.33.3 造林・育林 *	グループメンバー
5.33.4 収穫（伐採） *	グループメンバー
5.33.5 販売及びマーケティング *	グループメンバー
5.33.6 商標使用 *	グループメンバー
5.33.7 利害関係者の関与 *	グループメンバー
5.33.8 教育訓練 *	グループメンバー
5.33.9 生態系サービスの影響	グループメンバー
5.34 グループエンティティ、メンバー、請負業者の責任の説明、およびこれらが満たされているという証拠 *	グループで共通の森林管理方針、EIAなど各種森林管理に係る手順が構築されているが、各メンバーが実行している。主要なモニタリングはグループの内部監査を通じ共通の枠組みとして実行されている。

Group members

6.01 グループメンバー名 *	6.02 公開可能な連絡先 *	6.03 住所 *	6.04 メールアドレス（利用可能な場合） *	6.05 認証番号校番（該当する場合）	6.10 参加した日付 * 6.11 残りの日付	6.12 請負業者 *	6.06 認証面積 *	6.06.1 単位 *	6.07 Slimfまたはコミュニティのみのmus
Bihoro Town	Takahiro Sawada Tel: 81-1527-3-1111	Kita 2 chome, Higashi 2 jo, Bihoro-cho, Abashiri-gun, Hokkaido, Japan	krinmug@town.bihoro.hokkaido.jp	B	2005-04-01	Yes	1,591.28	ha	No
SHINGU SHOKO, LTD.	Kazuya Takekawa TEL:0134-24-1311	2-1-1 Inaho, Otaru-shi, Hokkaido Japan	sr@shingu-shoko.co.jp	C	2005-04-01	Yes	1,233.60	ha	No

Management Units

Management Units												Area Units: ha																														
7.01 MU name *	7.23 Cadastral identifier *	7.02 Forest zone *	7.03 SLBMF type *	7.04 Tenure-ownership *	7.05 Tenure-management *	7.24 Recognized as Community Forest	7.25 SLBMF or Community	7.06 Certified Land Use *	7.07 Certified Land Use *	7.08 Total production forest area *	7.09 Total non-production forest area *	7.10 Total area of MU *	7.11 Natural Forest area *	7.12 Plantation area *	7.13 Regulated Forest area *	7.14 Natural regenerated forest area *	7.15 Conservation area *	7.16 Strictly protected area *	7.17 NTFP area *	7.18 Area with ecosystem services losses	7.19 Annual allowable cut (AAC) *	7.19.1 Units *	7.20 Group Member Managing *																			
Number of Valid Entries: 2		Area Totals								2,633.85	191.25	2,824.89	1,216.29	1,714.88	1,714.88	914.93	188.90	0.00	0.00	0.00																						
Bihoro Town with 31 individuals																																										
Bihoro town Topodeni439		Temperate	Non-SLBMF	Community	Community	Yes	Yes	43.83333000	144.10000000	1,480.58	130.76	1,591.29	301.82	1,289.46	1,289.46	166.74	130.23	0.00	0.00	0.00	9,423.00	m3	Bihoro Town																			
SHINGU SHOKO, LTD.																																										
Bihoro town Futuama 135-1		Temperate	Non-SLBMF	Private	Private	No	No	43.83333000	144.10000000	1,173.07	60.51	1,233.80	808.38	425.22	425.22	747.85	58.87	0.00	0.00	0.00	2,577.00	m3	SHINGU SHOKO LTD.																			

認証範囲に含まれる主な商業樹種

8.01 樹種 *	8.02 製品コード *	8.03 商用名 *	8.04 前の暦年の収穫量 *	8.06 前暦年中にFSC表示を付けて販売された数量 *
Larix kaempferi	W1 Rough wood	立木含むカラマツ原木	1,379.6 m3	
Pinus banksiana	W1 Rough wood	バンクスマツ原木/立木	0.0 m3	
Larix kaempferi x Larix gmelinii	W1 Rough wood	グイマツxカラマツ原木/立木	0.0 m3	#VALUE!
Larix gmelinii	W1 Rough wood	グイマツ原木/立木	0.0 m3	
Abies sachalinensis	W1 Rough wood	立木含むトドマツ原木	629.5 m3	
Picea glehnii	W1 Rough wood	立木含むアカエゾマツ原木	385.3 m3	
Picea abies	W1 Rough wood	ヨーロッパトウヒ原木/立木	0.0 m3	
Pinus strobus	W1 Rough wood	ストローブマツ原木/立木	208.0 m3	
Pinus sylvestris	W1 Rough wood	ヨーロッパアカマツ原木/立木	1.1 m3	
Acer pictum	W1 Rough wood	イタヤカエデ原木/立木	0.0 m3	
Alnus hirsuta	W1 Rough wood	ヤマハンノキ原木/立木	0.0 m3	#VALUE!
Alnus japonica (Thunb.) Steud.	W1 Rough wood	ヤチハンノキ原木/立木	0.0 m3	
Betula platyphylla	W1 Rough wood	シラカバ原木/立木	0.5 m3	
Betula maximowicziana	W1 Rough wood	ウダイカンバ原木/立木	0.0 m3	
Fraxinus mandshurica	W1 Rough wood	ヤチダモ原木/立木	0.0 m3	
Kalopanax septemlobus	W1 Rough wood	エゾヤマザクラ原木/立木	0.0 m3	#VALUE!
Prunus sargentii	W1 Rough wood	ハリギリ原木/立木	0.0 m3	#VALUE!
Quercus crispula	W1 Rough wood	ミズナラ原木/立木	0.0 m3	#VALUE!
Ulmus davidiana	W1 Rough wood	ハルニレ原木/立木	0.0 m3	#VALUE!

NTFP - non-timber forest products

9.01 Species *

9.02 Product code of NTFP *

9.03 Trade name *

9.04 Harvested
quantity in previous
calendar year *

9.04.1 Units *

Pesticide use since previous audit/year

Pesticide Restrictions Data Last Updated			2023/11/30									
10.01.1 Trade name *	10.01 Active ingredient *	10.02 Restriction	10.03 Applied area *	10.03.1 Units *	10.04 Reason for use *	10.04.1 Location used *	10.04.2 Period of use *	10.04.3 Number of applications *	10.04.4 Frequency of application *	10.05 Quantity of ingredient *	10.05.1 Units *	10.06 Summary of ESRA

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.28 森林の説明	当該地域は、冷温帯若しくは温帯から亜寒帯への移行帯の北部に属している。植生の分布は、山地にはトドマツ、ミズナラなどが混交する針広混交林、エゾイタヤなどが優先する広葉樹天然林、カラマツ、トドマツ、トウヒなどの人工林が多い。山地より低い台地には、牧草地、畑地が広がっている。又、網走川などの川沿いの低平地には、ハンノキ、ヤチダモ林などの湿生の広葉樹林も見られる。又、森林において、ヒグマ、キタキツネ、エゾリス、エゾナキウサギ、エゾシカ、コウモリ等の哺乳類、及びフクロウ、マガモ、エゾライチョウ、クマガラ等の鳥類が確認されている。
11.29 管理システムの説明	日本の森林計画制度に基づき個々の所有者は5か年の森林施業計画を策定し、行政から認定を受けている。FSCグループの森林管理計画書（2018.4.1 to 2023.3.31まで有効）は、グループメンバーの施業計画を取りまとめて作成されている。グループの計画は5年間隔で見直し及び更新が実施される。また、臨時の見直しはグループメンバーの変更、当初計画からの差異が発生した場合などに行われている。より長期的な森林管理の方向性は、FSCグループの5か年の森林管理計画書に含まれている森林管理方針において規定されている。年次施業計画及び施業毎に詳細な設計を伴う作業計画が、美幌町有林については美幌町役場によって、そして組合員の所有林については組合職員によって作成される。年次計画は、前年の施業結果およびモニタリング結果を考慮の上、作成されている。前年の結果とともに年次施業計画および財政計画は美幌町有林については美幌町議会、及び他のメンバーも各々で策定される。各施業仕様は施業に関係する全ての作業員に施業前及び施業中のミーティングで伝達される。
11.01 森林施業に関する法令や行政上の状況及び土地利用の状況	認証区域は日本の法制度上で林地として登記されており、グループメンバーは森林を林地外転用する意図は持っていない。日本の森林計画制度の下、個々の森林所有者が策定する森林施業計画はその上位計画である、市町村森林整備計画に準拠している。所有者の森林施業計画は地域行政により認定される。施業実績は毎年末に森林計画を認定した地域行政に報告される。現在、ほぼ全ての森林施業は行政からの各種補助金を利用している。そのため、森林施業の実施は行政の指導及び監視の下にある。行政からの補助金や資金を受けるためには森林施業は行政職員による現場及び文書検査を受ける必要がある。検査の中で、収穫方法、保護、安全衛生など施業の様々な観点について行政が設定した関係要求事項に対し準拠しているかについて確認されている。
11.02 森林管理を統括する行政機関の役割	日本の森林計画制度に則り、森林所有者/資源管理者の5年間の森林経営計画は上位計画の市町村森林整備計画に沿うことが求められる。地元当局は、森林施業計画を審査し認定する。現在、多くの森林施業は政府からの各種補助金を利用していることから、森林施業の実施は政府の監視下にある。
11.03 認証取得者以外の外部関係者による土地および森林の所有権および使用权（法的および慣習的）	該当なし。
11.04 認証取得者または他の当事者によって審査対象地内で行われている非林業活動（例：鉱業、工業活動、農業、狩猟、商業観光など）	
11.04.1 鉱業	いいえ
11.04.2 工業活動	いいえ
11.04.3 農業	いいえ
11.04.4 狩猟	はい
11.04.5 商業観光	いいえ
11.04.6 その他。具体的に記入すること	環境教育プログラム
11.05 森林管理の目的	木材の利用拡大と安定供給に努めること。 高密度網林道の整備を回り、管理計画に基づく施業を実施し、経済的に安定した森林管理を行うこと。 施業に伴う環境負荷を最小にする努力をしつつ、木材生産、森林整備のコスト軽減のために合理化を徹底的に行うこと。 従業員の就業安定を確保し、地域社会に雇用の場を提供すること。 都市住民と連携し森林づくりを行い、森林の持つ多面的な機能について広く一般市民から理解を得ること。 子供向け環境教育の場としてのフィールド及び情報の提供を行うこと。 天然林の保護に努め、景観の多様化を図ること。 水資源を保全し、下流域の水がめである美幌川と森林を保全すること。 水質汚染を防ぎ、野生動物と共生し、水生生物の多様性を確保すること。
11.06 森林資源の土地利用と所有権の状況	担当する事業体によって認証範囲は2つのFMUから構成される。 (1)美幌町有林及び個人所有者の森林、町有林では、作業路開設、間伐、再造林、下刈りなどの森林施業が部分的に組合に委託される。また、個人所有者はグループ方針及び関連手順に同意しており、それらに基づき計画策定から施業実施を森林組合に委託する形で森林管理が実行されており、その実施状況について町がモニタリングを実施する。 (2)新宮商行：新宮商行は自社有林を管理する。施業は組合に委託されている。
11.07 森林管理の社会経済的な状況	大部分の町民は日本国民であり、日本人としての文化的背景を共有している。 美幌町の人口は2019年4月現在19,732人である。 重大又は深刻な社会問題は地域で特定されていないが、町が直面している課題として、気候変動（過去と比べより激しい気象）や適切な森林管理の維持が考えられている。良い品質の木材を生産するのに必要な投資に比較し、近年、木材価格が低迷しているため、林業を経営的に継続していくことが難しくなり、その結果、適切な森林管理の維持がより困難な状況となっている。町は森林所有者の経済的負担を軽減する努力をしている。 町内の主要な雇用の場は、林業及び農業とともに町内に基地を持つ自衛隊や町内の甜菜糖工場である。
11.08 森林構成の簡単な説明	審査対象範囲においては、希少種が確認されており生息地として保護価値の高い森林が特定されている。 一方、人工林はカラマツ中心であり多様性に乏しいため、生物多様性上は対象森林の40 %を占める天然性二次林が非常に重要である。それらの天然林に対し、今後人工林に転換する計画は一切なく、今後も現状の植生を維持しつつ管理していく方針である。 また、対象森林内を流れる美幌川は、環境省により全国で一番水質がきれいな川の一つであるとの評価を得ており、下流域の水がめとしても森林の水涵養機能が重要視されている。 地域の一般的な環境状況は国内最良の一つとして認知されており、この地域の環境問題は利害関係者協議及びこの審査中のインタビューでは特定されなかった。
11.09 開拓する土地の概要	
11.09.1 都市	いいえ
11.09.2 農地	はい
11.09.3 湿地	いいえ
11.09.4 鉱山	いいえ

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.09.5 砂漠	いいえ
11.09.6 牧草地	いいえ
11.09.7 果樹園	いいえ
11.09.8 その他。具体的に記入すること	N/A
11.10 認証取得者の管理体制	美幌町長は、このFSC-FMグループのトップマネジメントであり、このFMグループの総責任者である。グループ事務局は、町役場と春宮商行の代表者で構成され、町役場のほか、内部監査チームなどグループ運営に必要な組織は事務局が選出する。 森林認証グループは、もともと美幌町森林組合をグループ幹事として発足した。 FSC認証取得への取り組みは2003年に始まった。 2019年に美幌町森林組合が認証グループから脱退し、美幌町をグループ管理者とするグループスキームに再編された。 再編に際しては、当初のFSCグループ方針、手順、文書が引き継がれた。
11.11 森林管理責任の分担	美幌町の森林は、美幌町役場農林課の森林管理部門の1名と森林作業員3名で管理している。森林施業計画を作成し、美幌森林組合を委託先として施業を行っている。委託作業の実施状況は、作業中のモニタリングや作業後の確認は、現地調査や町職員による書類審査で行っている。 新宮商行は、森林施業計画を作成し、国庫補助事業のための査定を自治体から受けている。運営は美幌町森林組合に委託している。美幌町内の森林管理は森林管理部門の1名が担当。 個人所有者のグループメンバーは生協の組合員であり、森林管理は計画から運営まで生協が行う。個人所有者はグループの方針と手順に同意し、生協の森林管理に適用される。方針の実施は町が監視する。2019年のFMグループ再編以降、今のところオペレーションの実施はない。
11.12 認証取得者による請負業者の利用	
11.12.1 造林・育林	はい
11.12.2 路網敷設	はい
11.12.3 収穫（伐採）	はい
11.12.4 輸送	はい
11.12.5 森林保護	はい
11.12.6 病虫害害の防除	はい
11.12.7 その他。具体的に記入すること	None
11.13 認証取得者によって実施されている教育訓練	委託業者として採用されている地域の森林組合、及び町の直営班の森林作業員に対し、各種のトレーニングが提供されていた。
11.14 証明書所有者によって実施された絹文化システム/体制（収穫技術と機器を含む）	採用されている植林・育林システムは、美幌町森林整備計画に基づいている。現在、天然林は積極的に管理されておらず、時折伐採が行われる程度である。木材生産は主に植林地で行われている。植林地の主な樹種はカラマツとトドマツで、植林木数は1,500～2,500本/haである。 再造林年の数年間は、毎年夏に下刈りが行われる。 標準伐期齢はトドマツが40年、カラマツが30年と規定されているが、現状は、伐期例を迎えても直ちには主伐されることなく伐期が延長されている。主伐までに数回間伐が実施される。
11.15 認証取得者によって使用されている収穫（伐採）作業手法	
11.15.1 機械による収穫（伐採）	はい
11.15.2 手作業による収穫（伐採）	はい
11.15.3 半機械化された収穫（伐採）	はい
11.15.4 動物による運搬	いいえ
11.15.5 その他。具体的に記入すること	None
11.16 希少、脅迫され、絶滅危惧種の特定と保護のための管理戦略、およびHCVの管理。	FMグループは絶滅危惧種・危急種・希少種（RTE）の一覧を維持し、認証森林でRTEを確認した場合、美幌町役場に報告するよう職員及び作業員を訓練している。
11.17 認証取得者が採用している森林モニタリング手法	
11.17.1 森林資源量調査	はい
11.17.2 ドローンを用いたモニタリング	いいえ
11.17.3 リモートセンシング	いいえ
11.17.4 社会調査	いいえ
11.17.5 サンプリングプロット	はい
11.17.6 その他。具体的に記入すること	drone and remote sensing are sometimes used for monitoring and research partly.

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.18 動物相および植物相の変化を含む、成長、収量、森林動態のモニタリングの詳細	Generally, almost all of forest operations are subsidised by the government. Therefore, relevant reports should be submitted to the government after the operation in order to confirm whether the operations comply with requirements of the subsidy. Forest managements are implemented under instruction and monitoring by the government. Meanwhile, periodical monitoring had not been conducted in the forest before FSC group program started; however, the group prepared and implemented some monitoring programs such as checks on environmental impacts of forest operations (pre-operation), monitoring check after operation, and internal audit for group members confirming whether the member's operation complies with the group policy and procedures (every half year) . In addition, external organisations conduct investigations in the forests, and such investigations are used as a part of monitoring. (See principle #8.) Indicators of monitoring activities mentioned above include bio-physical aspects such as soil, water, flora and fauna, RTE species, etc.
11.19 環境および社会への影響、コスト、生産性、効率性	審査対象範囲においては、希少種が確認されており生息地として保護価値の高い森林が特定されている。 一方、人工林はカラマツ中心であり多様性に乏しいため、生物多様性上は対象森林の40 %を占める天然性二次林が非常に重要である。それらの天然林に対し、今後人工林に転換する計画は一切なく、今後も現状の植生を維持しつつ管理していく方針である。 また、対象森林内を流れる美幌川は、環境省により全国で一番水質がきれいな川の一つであるとの評価を得ており、下流域の水がめとしても森林の水源涵養機能が重要視されている。 地域の一般的な環境状況は国内最良の一つとして認知されており、この地域の環境問題は利害関係者協議及びこの審査中のインタビューでは特定されなかった。
11.20 主要な商業種の持続可能な最大収穫量の推定に用いた前提（例：造林・育林）の説明 *	認証森林の現在の木材資源状況は以下のとおり推定されている： カテゴリー総蓄積 面積 人工林341,006m31,399ha 天然性二次林135,495m31,069 ha その他（除地）-66 ha 総計476,501m32,534.48 ha FMグループは年間許容収穫量のレベルを認証森林内の生産林の年間成長量として設定している。現在、認証範囲の生産林の年間成長量は、森林調査簿の資源データに基づき、約7,466m3/年として推定されている。 現在の年齢分布は9-11年齢に集中している。組織は年齢分布の標準化の過程にある。均一な年齢分布を達成するために組織は収穫を増やしている。年齢分布がより均一になったら、年間許容伐採量は年間成長量に設定される。
11.21 推定値の基となる情報源（例：資源量データ、定点調査、収穫表など） *	林小班単位の森林調査簿データを基礎とし、収穫予測や施業計画の策定が行われている。森林調査簿には、林小班別に樹種、林齢、面積、森林のタイプ（人天別）、林分材積、地位等のデータが含まれており、毎年更新されている。
11.22 前暦年中に、自然災害（火災、台風、洪水、病気、害虫、病原体など）の予防と抑制の単に取られた対策や投資	対象森林面積2,824.88 haのうち、人工林は1,714.68 haを占めている。現在、主伐期を迎えた9年齢から11年齢までの林分が多くを占めている。美幌町全体では、年間60 000m3程度の主伐（皆伐）が実施されている。人工林の伐期齢及び育林作業には、美幌地方育林技術体系に定められるスケジュールが原則として適用され、伐期齢は、カラマツ40年、トドマツ60年が標準となっている。主伐後には、カラマツ苗を中心として再造林が行われる。下刈、枝打ち及び除間伐は美幌地方の施業体系に基づきまた各人工林分の成長と状況を考慮して実施される。下刈は下刈機を、枝打ちはなたを、除間伐及び主伐はチェーンソーを用いて行われる。 一方、1,100.20 haの広葉樹が優占する二次林があるが、過去には薪炭利用等が行われており、原生の植生は含まれていない。二次林のうち、町有の188.90 haは保護林として指定されている。その他の二次林では、天然更新と健全な森林の状態の維持が主たる目的である。これらの森林で実施される施業は、原則、台風/豪雪等によって倒れた木の除去など、予防および回復のための施業及び森林の状態を向上させるための間伐など、維持のための施業に限定される。これらの施業により搬出される木材は主にパルプに使用される。
11.23 認証対象地以外（認証範囲から例外的に除外された地域を含む）からの製品が、認証対象森林からの製品と混合されるリスク *	丸太を積み込む際、トラックは認証材用の丸太置き場から丸太を積み込む。そのため、他の場所で伐採された丸太が混ざることはない。
11.23.1 実施されている分別管理の説明 *	認証林で生産された木材は、認証林内の土場からトラックで直接認証取得者の工場に搬入される。
11.24 特定されたリスクに対処するための管理（追跡）システムの説明 *	FSC認証原木は、同グループが発行する販売文書により、認証林まで遡ることができる。
11.25 認証された森林地域の製品を確実に特定できるようにする文書・伝票またはマーキングの仕組み	
11.25.1 輸送伝票 *	はい
11.25.2 丸太のマーキング *	いいえ
11.25.3 バルコードまたはQRコード *	いいえ
11.25.4 その他。具体的に記入すること	
11.26 CoC関連文書またはマーキングの仕組みの詳細 *	
11.26 CoC関連文書またはマーキングの仕組みの詳細 *	グループの販売手順では、認証材の販売文書にはFSC100%表示と伐採地の情報を記載することを規定している。その文書に基づき購入者は認証材の受け入れ時に明確に認証材として確認可能である。
11.27 認証製品の最終管理ポイントまたは出口	
11.27.1 土場 *	いいえ
11.27.2 道路脇 *	はい
11.27.3 その他。具体的に記入すること	
11.31 管理計画の大きな変更 *	
11.31 管理計画の大きな変更 *	該当なし。

利害関係者のフィードバック

12.01 利害関係者グループ *	12.02 利害関係者の説明 *	12.03 利害関係者のコメント	12.06 認証機関によるフォローアップ
コンセッション (伐採権所有)	原住民族に関する団体	協会では、オヒョウの樹皮を用いた衣類作成を行っており、原材料調達について美幌町に相談した。美幌町からの回答として、美幌町有林にオヒョウが十分に生育していないため、北海道を紹介してもらっている。 ゴミ処理施設がいっぱいになることは、深刻な問題であると理解している。一方で、認証森林内に建設されることは、情報提供を受けておらず、知らなかった。	意見について確認した。
環境的な利害関係者	一般廃棄物処理場近くの地域住民の代表者	ゴミ処理場は、既存個所を拡大するイメージだったので、近隣への計画は問題ないと理解している。 認証森林へのゴミ処理場の設置については、美幌町から説明を受けている。 処理場の建設については、やむを得ないと理解している	意見について確認した。
経済的な利害関係者	美幌の森林利用を計画する企業の担当者	認証林への廃棄物処分場の建設に関する情報は、美幌町から伝えられていなかった。都市部と美幌町の森林を結びつける活動を行っているので、廃棄物処分場が建設されることで、活動に影響が生じる可能性があるので気になっている。	意見について確認した。
環境的な利害関係者	オホーツク総合振興局東部森林室の担当者	認証森林下流の水資源について管理している。濁水など生じた場合、関係者と協議を行う必要がある。直接的に影響はないかもしれないが、廃棄物処分場に関する情報は提供して欲しい。廃棄物処分場の蜚雪については、反対はしていない。	意見について確認した。
環境的な利害関係者	美幌博物館の専門家（昆虫、脊椎動物、植物）	町からの依頼に基づき、生物の調査を行った。認証森林への廃棄物処分場の建設は、早くから議論することで、他対応法もあったのではないかと考えている。廃棄物処分場の建設予定地には、貴重な動植物生息していることが確認できており、結果については、美幌町に伝えている。	意見について確認した。 動植物の調査結果を提供いただいた。
経済的な利害関係者	森林組合の事務所管理者	廃棄物処分場の建設は仕方ないことと理解しているが、下流や地下水への影響が気になる。町の振興には、認証森林の活用が重要と考える。そのため、区域の除外をしてでも、森林認証を継続することを強く要望します。	意見について確認した。

受領した苦情

13.01 受領日 *	13.02 最初に受領した組織 *	13.02.1 どのように受け取ったか *	13.04 苦情の詳細 *	13.05 未解決（継続）/解決済み（解除） *	13.06 対応 *	13.07 解決日 *	13.08 監査の結論 *
-------------	-------------------	-----------------------	---------------	--------------------------	------------	-------------	---------------

[illegible]

発行された不適合/観察事項

14.01 所見報告書等		14.02 認証申請の不適合事項	14.06 等級	14.07 継続/閉鎖	14.08 継続	14.09 乗取番号	14.03 発行日	14.04 最定期限	14.05 最遅完了日	14.10 要求事項	14.11 暫定所見の説明	14.15 最正措置が要求されました	14.14 MUの適用性	14.12 受審者により実施された最正措置	14.13 最正措置に対する関係機関の対応
2024-CO23684-04	OB501	観察事項	継続		国内森林管理規格	8.1.1	2024.6.6	N/A		管理計画の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画に記載されている活動の進捗状況そして指標7.1.1で特定された、管理計画ごとに立てられた検証可能な達成目標の達成度を含む。	管理計画の実施状況モニタリングは、グループの内部監査にあり、チェックリストを準備し、実施していることを確認した。モニタリングの現実化実施の観点から、モニタリングの実施手順やモニタリング結果の評価手順に改善の余地がある。	0		Bihoro/Secretariat	
2024-CO23684-05	OB502	観察事項	継続		国内森林管理規格	8.2.1	2024.6.6	N/A		附則Cに従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。	認証森林の区域除外が適用された場合、環境と社会が受ける影響や環境状態に変化が生じることが予想される。モニタリングは、地域の専門家などの意見も踏まえ、適切に実施する必要がある。	0		Bihoro/Secretariat	
2024-CO23684-06	OB503	観察事項	継続		国内森林管理規格	8.5.3	2024.6.6	N/A		FSC表示を伴って販売されたすべての製品について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が5年以上保管されている。 1) 購入者の名前及び所在地等の購入者を特定できる情報 2) 販売日 3) 主要種の記名。海外への販売の場合は種の名をも。 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積(または数量) 6) 認証番号 7) FSC製品として販売されたことを示す「FSC 100%」というFSC表示	SGSの認定変更 (SGS→SGSCH) に伴い、嘉穂町が嘉穂町森林組合に販売する際に締結する素材売買契約書は、契約書内に記載される認証番号の表記を更新審査に向けて修正中であることを確認した。次の更新審査では、修正した素材売買契約書を確認する。	0		Bihoro	
2024-CO23684-07	OB504	観察事項	継続		国内森林管理規格	9.4.1	2024.6.6	N/A		定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。 2) HCVとそれらが依存するHCV+を支える地域+の状態。 3) HCV+を完全に維持及び/または向上させるための管理方策と保護の取り組みの効果。	HCVモニタリングは、嘉穂博物館から調査報告を受けることで、HCVの評価を実施していることを確認した。HCVのモニタリングは、経年的な状況変化をより明確に比較・評価するために、モニタリングの評価項目や得られる評価結果をより明確にすることに改善の余地がある。	0		Bihoro/Secretariat	
2024-CO23684-08	OB505	観察事項	継続		国内森林管理規格	10.3.3	2024.6.6	N/A		組織により導入されたものでない環境的な外来種については、外来生物法に基づき、地方公共団体や認定団体との協力の下、影響を制御するための管理活動が実施されている。	認証森林の区域除外が適用された場合、区域除外地の開発行為の弊に生じる切上や違法には、緑化を行う予定があることを確認した。区域除外地は、認証森林に隣接する地点であることから、区域除外地の緑化に使用される緑化材（種子）の種類については、十分に留意する必要がある。	0		Bihoro	
2024-CO23684-09	OB506	観察事項	継続		国内森林管理規格	8.1	2024.6.6	N/A		FSC-STD-30-005 V2-0 森林管理グループ グループ様は、各グループメンバーに対して、グループがどのように機能するかについて情報またはその情報の入手手段を提供しなければならない。提供される情報は以下が含まなければならない。 a) グループ規則、適用される森林管理規格及び、それらへの適合方法に関する説明。グループ様は、要請に応じて、他に適用される規程文書の入手法も明らかにしなければならない。 b) 認証機関による審査手続きの説明。 c) 認証機関、FSC及びASIが、メンバーの管理範囲及び文書を確認する権利を有することの説明。 d) 認証機関が、審査報告書の公開用概要版を公開すること、ASIが評価の公開用概要版を公開する場合があること、そしてFSCがグループに関する情報をデータベースに掲載することの説明。 e) グループへの参加に伴う費用の説明。	関連する記録類・文書類については、審査中に提示されたが、認証グループの事務局の急な交代に伴い、書類等の引継ぎにやや混乱が見られた。また、最終での結果使用に関するFSCガイドラインへの対応も図られているが、これらの情報についてのグループ内での管理や共有については改善の余地が見られた。	0		Bihoro/Secretariat	



生態系サービス評価の結果

16.01 本文書の評価日 *	16.02 評価の種類 *	16.03 影響を証明する生態系サービス表示 *	16.04 影響の証明対象となる管理区画 *	16.04.1 グループメンバー *	16.05 影響の妥当性確認または証明日 *	16.06 承認日 *	16.07 有効期限 *
-----------------	---------------	--------------------------	------------------------	--------------------	------------------------	-------------	--------------

生態系サービススポンサーシップ情報

17.01 スポンサー名 *	17.02 住所 *	17.03 連絡窓口 *	17.04 電話番号 *	17.05 メールアドレス *	17.06 スポンサー対象の生態系サービス *	17.07 スポンサー対象の管理区画 *	17.08 スポンサーシップ合意日 *	17.09 スピンサーシップ終了日 *
----------------	------------	--------------	--------------	-----------------	-------------------------	----------------------	---------------------	---------------------

原則と基準の概要

18.01 規格要求事項	18.02 是正処置要求の数	18.03 評価の概要
組織（個人も含む森林経営・管理者）は、すべての適用可能な法令、規制、及び国が批准している国際条約を順守しなければならない。	0	
組織は、特定された活動について法的権限のある当局により文書による許可を受け、明確で文書化された、疑義のない法的登記(登録)がされている法的組織でなければならない。	0	組織はFSC FMグループであり、美幌町役場がその長である。グループメンバーは入会時に法的側面も含め確認されている。
組織は、管理区画の法的位置付けが明確であることを実証しなければならない。これには、保有権と使用権及び境界を含む。	0	地籍調査が1973年に完了し、町内の土地所有は明確になっている。森林の使用権は森林所有者、すなわち森林が所在する土地の所有者に帰属する。
組織は、組織と管理区画の法的位置付けに応じた法的な権利を有しており、適用可能な国の法令や地域法と規制、及び行政による要求事項に適合した活動を行わなければならない。法的な権利には管理区画内からの林産物の収穫及び/または生態系サービスの供給が含まれる。組織はこれらの権利や義務に伴う、法的に定められた料金を支払わなければならない。	0	審査中及び更新審査の前に実施された公開協議を通じ、グループ認証に参加している全てのメンバーに関し関連法及び規制への非遵守の証拠は確認されなかった。
組織は、違法または許可のない資源利用や居住、また、その他の違法行為から管理区画を体系的に守るための対策を立て、実施し、及び/または規制機関と連携しなければならない。	0	グループメンバー、請負業者及び地域の森林所有者が定期的に森林を訪問することでそのような活動に対する監視を行っている。 美幌町内の違法行為は、もし仮に特定される場合、美幌町役場に通報され、国内法規制に基づき関係当局により処理される。
組織は、管理区画内から林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国の法令や地域法、国が批准している国際条約、義務的行動規範を順守しなければならない。	0	関連する国際合意が関連法規制の表に掲載され、関連する法規制に関する2冊のファイルに含まれている。生物多様性条約など適用される条約に対する必要な措置が確認された。
組織は、裁判外で迅速に解決することができる成文法や慣習法に関わる紛争は、影響を受ける者との協議により特定、防止、解決しなければならない。	0	紛争解決手順は「利害関係者からの苦情・問合わせマニュアル」として維持されていた。一方、処理中の紛争はこの審査を通じて確認されなかった。利害関係者とのコミュニケーションは維持され、適切に処理されていた。
組織は、金銭やその他のあらゆる形態で贈収賄をしないという誓約を公開しなければならない。汚職防止法が存在する場合にはこれを順守しなければならない。汚職防止法が存在しない場合は、管理活動の規模と強度、また汚職のリスクに応じ、汚職防止のための他の手段を講じなければならない。	0	贈収賄防止宣誓書は「森林管理方針」に含まれ、求めに応じて無料で入手可能だった。 組織による贈収賄の事例は特定されていない。方針には、贈収賄の再発防止の仕組みが含まれていた。
組織は、管理区画の中でFSCの原則と基準及び関連する指針や規格を長期にわたり厳守することを示さなければならない。この公約は無償で入手可能な文書に含まなければならない。	0	グループのFSC 原則と規準の長期遵守の誓約はネット上で公開されている http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2015112500018/files/kanrihousin.pdf 誓約は請負業者、森林所有者及び外部の利害関係者に書面及び口頭で伝えられている。
組織は、労働者の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない。 注：労働者には、組織が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画で施業を行う請負業者なども含まれる。	0	
組織は、国際労働機関（ILO）中核的労働基準を構成する8つの条約に基づき、「労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言（1998年）」に定められる労働の原則と権利を尊重しなければならない。	0	一部のグループメンバーに労働組合はなかったが、従業員は労働条件に関して特定の重大な懸念は持っていなかった。日本はILO 87及び98を順守していて、日本国憲法は労働者の団結性と団体交渉権を認めている。職員は労働組合に参加したり、集団交渉をすることへの脅しを感じてはいなかった。
組織は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、協議過程、事業活動において男女平等を推進しなければならない。	0	グループ管理責任者である美幌町は地方自治体として男女平等と平等な機会を地域社会で推進する立場である。また、グループメンバーである株式会社新宮工も同様の方針を持っていることを確認した。
組織は、労働安全衛生上の危険から労働者を守るために安全衛生活動を実施しなければならない。この活動は規模、強度、リスクに応じるとともに、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない。	0	森林管理者及び作業員は林業作業に関連するリスクを認識していた。リスクアセスメントと訓練に基づき安全手順が現場で実施され、個人安全装備が使用されていた。 安全巡視及び安全衛生委員会が開催され、労働安全衛生統計が維持されていた。
組織は、林業界での最低水準の賃金あるいは合意された賃金や生活賃金があり、それらが法的な最低賃金を超える場合は、それ以上を支払わなければならない。このような賃金の指標が存在しない場合は、労働者との協議を通じ、生活賃金を決める体系を作らなければならない。	0	組織は地域の最低賃金以上の賃金を支払っていた。
組織は、管理計画に従ったすべての管理活動を安全で効果的に実施するために、労働者が仕事に応じた教育訓練と管理者の監督を受けていることを示さなければならない。	0	施業の委託先も含めて、グループの認証林内で作業を行うすべての職員に対して、教育訓練/資格の要求事項が明確になっており、それらが実施されていることを確認した。グループの規定に基づき施業現場での監督、モニタリングが実施されている。
組織は、労働者との協議を通じ、労働者の苦情、業務上疾患や業務上の負傷、個人的資産への損害や損失に対しての公正な補償に対する制度を備えなければならない。	0	組織は、労働者に適用可能な、苦情を処理する手順を持っている。苦情処理手順は労働者との協議に解放されている。
組織は、管理活動により影響を受ける土地、領域、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族の法的及び慣習的な権利を特定し、尊重しなければならない。 注：本原則は、日本では北海道においてアイヌ民族について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。	0	
組織は、管理区画内に存在する、または管理活動により影響を受ける先住民族を特定しなければならない。その上で組織は、先住民族との協議により、管理区画内における、先住民族の保有権、森林資源と生態系サービスへのアクセスと利用に関する慣習的な権利、法的権利、及び義務を特定しなければならない。また、これらの権利について争われている場所についても特定しなければならない。	0	組織は、管理活動により影響を受ける可能性のあるアイヌ民族を特定するために、公益社団法人北海道アイヌ協会及び美幌町役場に、問合わせた。（認証区域に住民はいない） これまでのところ、管理活動により影響を受けるアイヌ民族は特定されていない。

原則と基準の概要

18.01 規格要求事項	18.02 是正処置要求の数	18.03 評価の概要
組織は、先住民族の権利、資源、土地、及び領域を守るために必要な限りにおいて、管理区画内のまたはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その先住民族が有する法的及び慣習的な権利を認識し、尊重しなければならない。先住民族がその管理活動の監督業務を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)が必要である。	0	これまでの協議では該当する場所は特定されていない。該当なし。
管理活動を規制する監督業務が委託される場合は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)により、組織と先住民族との間で契約が締結されなければならない。契約には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が明記されなければならない。また、契約には、組織が諸条件を順守しているかどうかを先住民族が監視するための規定が含まれていなければならない。 注：この基準は、先住民族が組織に委託する場合を想定している。	0	これまでの協議では該当する場所は特定されていない。該当なし。
組織は、先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO条約169号) (1989)で定義されている、先住民族の権利、慣習、文化を認め、尊重しなければならない。	0	これまでの協議では該当する場所は特定されていない。該当なし。
組織は、先住民族との協議により、先住民族にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、先住民族が法的または慣習的な権利を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織とその経営層により認識され、先住民族との協働により保護されなければならない。	0	これまでの協議では該当する場所は特定されていない。該当なし。
組織は先住民族が伝統的知識を守り、使用する権利を尊重し、伝統的な知識や知的財産を使用する際は先住民族に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を通じて組織と先住民の間で基準3.3のような契約を締結しなければならない。またこれは知的財産権の保護制度と調和していなければならない。	0	該当する事例がない。該当なし。
組織は、地域社会の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。	0	
組織は、管理区画内に存在する地域社会及び管理活動により影響を受ける地域社会を特定しなければならない。その上で組織は、地域社会との協議の下、地域社会が管理区画内で持つ保有権、森林資源と生態系サービスにアクセスし使用する権利に関する慣習的な権利、法的な権利及び義務を特定しなければならない。	0	美幌町が管理活動で影響を受ける地域社会である。 美幌町有林は美幌町の公共財産である。森林を損なわない限り、美幌町有林に立ち入ったり、非木材林産物の採取や狩猟活動を行う慣習的な権利は尊重される。私有林では慣習的または法的権利はないが、森林所有者が住民の立ち入り、非木材林産物の採取や狩猟活動を許容することはあり得る。
組織は、地域社会の権利、資源、土地や領域を守るために必要な限りにおいて、管理区画内のまたはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その地域社会が有する法的及び慣習的な権利を認識し、尊重しなければならない。地域社会がその管理活動を監督する権限を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)が必要である。	0	美幌町有林が美幌町の公共財産であるという事実を除き、認証範囲において、地域社会の法的権利はない。森林を損なわない限り、美幌町有林に立ち入ったり、非木材林産物の採取や狩猟活動を行う慣習的な権利は尊重される。私有林では慣習的または法的権利はないが、森林所有者が住民の立ち入り、非木材林産物の採取や狩猟活動を許容することはあり得る。 地域社会による委託はない。
組織は、地域社会、請負業者、納入業者に対し、管理活動の規模、強度に応じて適当な雇用の機会、教育訓練その他のサービスを提供しなければならない。	0	認証森林内の施業は近隣の町からの請負業者を含む地元の作業員によって実施されている。作業員は訓練、公平な賃金、社会保障や健康保険などの福利厚生及び採用と昇進に関し公平な機会を与えられている。
組織は、地域社会との協議により、地域社会の社会経済的な発展に貢献するため、管理活動の規模、強度及び社会経済的な影響力に応じて追加的な活動を行わなければならない。	0	グループでは森林管理に起因する社会的影響を評価している。懸念に対応するための利害関係者と適切なコミュニケーションが実施され必要な措置が取られた。
組織は、地域社会との協議により、管理活動が地域に与える社会、環境、経済上重大な悪影響を特定し、回避、低減する措置を実施しなければならない。実施される措置は、活動の規模、強度と悪影響のリスクに応じたものでなければならない。	0	グループでは森林管理に起因する社会的影響を評価している。懸念に対応するための利害関係者と適切なコミュニケーションが実施され必要な措置が取られた。
組織は、地域社会との慣習に合った方法での協議により、管理活動が与えた影響に對しての地域社会や個人の苦情を解決し、公正な補償を行う仕組みを持たなければならない。	0	紛争解決手順は「利害関係者からの苦情・問合わせマニュアル」として維持されていた。一方、処理中の紛争はこの審査を通じて確認されなかった。利害関係者とのコミュニケーションは維持され、適切に処理されていた。
組織は、地域社会との協議により、地域社会にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、地域社会が法的または慣習的な権利を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織とその経営層により認識され、地域社会との協働により保護されなければならない。	0	美幌町民及びその他の関係者との協議により、FMグループは特別な重要性をもつ箇所を特定していた。そのような場所の管理は地域社会、美幌町と同意されていた。
組織は、地域社会が伝統的知識を守り、使用する権利を尊重し、組織がそれらの伝統的知識や知的財産を使用する際は地域社会に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)を通じて組織と地域社会の間で基準3.3のような契約を締結しなければならない。またこれは知的財産権の保護に沿うものでなければならない。	0	該当なし。そのような使用は特定されなかった。
組織は、長期的な経済的継続性や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。	0	
組織は、地域経済を多様化、活性化するため、管理区画の多様な資源や生態系サービスに基づいた様々な便益と林産物を管理活動の規模と強度に応じて特定して生産し、より多くの便益をもたらすよう、管理しなければならない。	0	主要な木材は、カラマツの丸太であり、それらは町内にある組合の工場にて加工されている。現在、その他の林産物で、商業ベースで収穫されているものはないが、グループは新しいアイディアは歓迎である。 山菜やキノコなどの非木材林産物は、地域住民の自家消費の目的で採集されている。
組織は、管理区画からの林産物の収穫とサービスの利用を、それらが持続できる水準以下に抑えなければならない。	0	年齢構成が現在偏っているためグループは年齢構成の平準化に重きを置いている。 グループは面積が最大の年齢を収穫し、毎年再造林することに重きを置いている。 一旦年齢バランスが平準化すれば、グループの最大収穫レベルは年間成長量に設定される。

原則と基準の概要

18.01 規格要求事項	18.02 是正処置要求の数	18.03 評価の概要
組織は、管理計画において外部に及ぼす便益及び費用を把握し、考慮していることを示さなければならない。	0	森林管理は環境、社会及び施業上の観点から考慮して実施されていた。3つの側面に対する財政措置が取られていた。生態学的機能が維持され、路網は維持されていた。
組織は、地元の加工施設やサービスの提供の場が存在する場合、規模、強度、リスクに応じて可能な限りこれらを利用しなければならない。このような施設やサービスが存在しない場合、地元でのこれらの創出に努力しなければならない。	0	主要な木材は、カラマツの丸太であり、それらは町内にある組合の工場にて加工されている。現在、その他の林産物で、商業ベースで収穫されているものはないが、グループは新しいアイデアは歓迎である。山菜やキノコなどの非木材林産物は、地域住民の自家消費の目的で採集されている。
組織は、長期の経済的継続性への取り組みを規模、強度、リスクに応じて管理計画や支出根拠を通じて示さなければならない。	0	森林管理は環境、社会及び施業上の観点から考慮して実施されていた。3つの側面に対する財政措置が取られていた。生態学的機能が維持され、路網は維持されていた。
0	0	
組織は、管理区画の生態系サービスに資する多面的機能を維持、保全及び/または復元し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。	0	
組織は、事業活動により影響を受け得る管理区画内外の多面的機能を特定、評価しなければならない。この評価は、規模、強度、リスクに見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的悪影響を認知しモニタリングを行う上で十分で、かつ必要な保全手段を決定するのに十分でなくてはならない。	0	組織は多面的機能を評価し、「多面的機能特定評価」に文書化した。管理活動による重大な悪影響が特定されていないことを考慮すると、その細やかさ、規模及び頻度はこのグループの管理に対し適当であると判断される。
林地をかく乱する作業開始前に、組織は、特定された多面的機能に対して管理活動が与える影響の規模、強度、リスクを特定及び評価しなければならない。	0	認証グループとして、「環境影響低減マニュアル」と「環境影響評価チェックリスト」を作成し、収穫、間伐、植栽、林道開設など事業の計画段階で環境影響評価を実施が実施され、その記録が維持されていた。
組織は多面的機能に対する悪影響を、その影響の規模、強度、リスクに応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。	0	環境影響評価の手順には特定された悪影響を回避する手順が含まれており、実行されていた。
組織は、管理区画内に存在する希少種、絶滅危惧種とそれらの生息・生育域が健全に存続できるよう、保護しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯、保護区を設け、接続性を確保し、希少種や絶滅危惧種の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種と絶滅危惧種の管理区画を超えた地理的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。	0	特定された希少種に対し、専門家の指導の下、適切な保護策が採用されていたことを確認した。
組織は、当該地域を代表する本来の自然生態系を有する地域を特定し、保護しなければならない。自然生態系地域が未発達の場合は管理区画の一定割合をより自然に近い状態へと復元しなければならない。保護・復元する面積や措置は、人工林内も含め、全体の景観レベルでの生態系の価値と保全状態、および管理活動の規模、強度、リスクに見合っていないなければならない。	0	代表的な自然生態系が特定され保護されており、また、それを含む全体の保全区域がグループ認証林の総面積の10%以上であることを確認した。
組織は、特に生息・生育域の管理を通じ、管理区画内で生存する在来種と遺伝子型の存続を効果的に維持しなくてはならない。また、狩猟、釣り、罟罠、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性の消失を防がなければならない。	0	FMグループは絶滅危惧種・危急種・希少種（RTE）の一覧を維持し、認証森林でRTEを確認した場合、美幌町役場に報告するよう職員及び作業員を訓練している。
組織は、自然な河川や溪流、湖沼と川岸地帯、およびそれらの接続性を保護または復元しなければならない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減及び改善しなければならない。	0	森林施業から環境影響を管理するためのガイドラインが実施されていた。次を含む様々な保護策が現場で実施されていた： -施業前に箇所ごとにEIAが実施されていた -道路開設では既存の路網や地形を考慮する -油漏れ予防策
組織は、管理区画全体の景観を管理し、多様な樹種、面積、樹齡、空間規模、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持及び/または復元されるようにしなければならない。これは、地域の景観的な価値や、かつ環境、経済上の回復力を向上させるための方策である。	0	自然植生は人工林と混在しており、自然の状態で維持されている。それらの林分は原則として、沢沿いのバッファゾーンや、急傾斜地などの理由で人工林には適さない区域に位置している。そのような区域は施業図に特定されており、人工林とは区分され、保護されている。
組織は自然林を人工林や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工林を森林以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： a)管理区画の面積のごく限られた割合のみに影響する場合。 b)転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 c)高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。	1	認証林における廃棄物処分場の建設に関しては、b)の項目への適合性が十分に示されなかった。
1994年11月以降に自然林を転換して造られた人工林を含む管理区画は、通常、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a)組織はその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠がある場合。 b)管理区画の面積のごく限られた部分のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した長期的な自然環境保全の公益がもたらされている場合。	0	2005年のMA以降、植林地への転換は行われていない。1994年11月以降の転換はFSCによって禁止されていることをグループはよく理解している。

原則と基準の概要

18.01 規格要求事項	18.02 是正処置要求の数	18.03 評価の概要
組織は、管理活動の規模、強度とリスクに応じ、管理の方針と目的に沿った管理計画を持たなければならない。管理計画は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、継続的な順応的管理として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。	0	
組織は、管理活動の規模、強度とリスクに応じ、環境的に適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと理念)と目的を設定しなければならない。管理の方針と目的の概要は管理計画書に組み込まれ、公開されなければならない。	0	審査チームは、グループが規程7.1にて要求されている全ての要素を網羅する、全認証林対象の5ヵ年の管理計画及び付属文書を有していることを確認した。
組織は、基準7.1に則り制定した管理目的と方針に基づいた管理計画を有し、これを実行しなければならない。管理計画には管理区画内に存在する自然の状況が記載されており、どのように計画がFSC認証要求事項を満たすか説明されていない。管理計画には活動の規模、強度とリスクに応じ、森林管理面と社会管理面が含まれていなければならない。	0	審査員は管理計画文書を検証し、組織及びFSCの方針を適切に反映したものであることを確認した。 森林管理計画文書はこの基準で要求されている内容を含んでいた。
管理計画には、各管理目的の進捗を評価するための検証可能な達成目標が含まれていなければならない。	0	グループの管理計画文書において、各管理目的の達成を評価するための検証可能な達成目標が含まれており、毎年その達成についてモニタリングされていたことを確認した。
組織は、モニタリングや評価の結果、利害関係者との協議内容、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて、管理計画文書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。	0	各グループメンバーの事業計画、及びグループ全体の管理計画は年次で見直しされている。この見直しで、グループの年次監査からのアウトプットが反映されている。グループの年次監査には利害関係者からのインプット、環境、社会面での情報の更新が含まれている。
組織は、管理計画の概要を作成し、誰もが無償で入手可能なようにしておかなければならない。計画及び関連する部分についても、機密情報を除いて、影響を受ける者からの要望に応じ提供しなければならない。この場合は、複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。	0	管理計画の公開概要は無償で提供可能だった。
組織は、規模、強度、リスクに応じ、積極的にかつ透明性の高いやり方で、管理計画の策定及びモニタリング過程について影響を受ける者と協議し、また他の関心の高い者についても要求に応じて関与させなければならない。	0	関係者との協議にはいつもでも応じる用意がある。関係者からの要請はこの基準に適合して処理されていた。
組織は、管理区画の状態、活動の影響及び、管理目的の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模、強度、リスクに見合ったモニタリングと評価を行わなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理を実施しなければならない。	0	
組織は、管理計画の方針と管理目的、検証可能な達成目標の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。	0	モニタリング手順はグループ管理の仕組みに組み込まれており、年次計画に基づき実行されていた。設定された目標の達成度合いを確認するためにチェックリストが活用されている。
組織は、環境状態の変化、及び管理区画内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。	0	施業前の環境影響評価、及び施業後のモニタリングを含めたグループのモニタリングプログラムで、要求されている環境や社会への影響がカバーされておりその結果が記録されていたことを確認した。
組織は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。	0	各メンバーが実施するモニタリング活動はグループの内部監査で確認され、その概要は内部監査報告書にまとめられる。モニタリング手順は必要に応じモニタリング結果を管理計画に反映することを規定している。
組織は、機密情報を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で入手可能なようにしておかなければならない。	0	機密情報を除き、モニタリング結果概要は美幌町役場ホームページにて公開されている。
組織は、管理区画から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模、強度、リスクに応じてFSC認証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量を追跡しなければならない。	0	グループの販売手順では、認証材の販売文書にはFSC100%表示と伐採地の情報を記載することを規定している。その文書に基づき購入者は認証材の受け入れ時に明確に認証材として確認可能である。
組織は、予防手段を用いて、管理区画内の高い保護価値(HCV)を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。	0	
組織は、管理区画内における以下に挙げる高い保護価値(HCV)の存在及び状態を評価、特定し、記録しなければならない。この場合、利害関係者との協議や、他の方法や情報源を通し、管理活動の規模、強度、リスク、及び高い保護価値が存在する可能性に応じて行うこととする。	1	HCVの特定に際して実施されたコンサルテーションは、利害関係者リストに示されたごく一部の関係者（地域の自然環境・文化的価値の専門家、漁業関係者）に対してのみであり、HCV2、4、6特定に資する情報として十分ではなかった。
組織は、利害関係者や専門家との協議により特定された高い保護価値(HCV)の維持及び/または向上させる効果的な方策を策定しなければならない。	0	効果的なHCV管理戦略は関係者との協働で策定されていた。
組織は、特定された高い保護価値(HCV)を維持及び/または向上させるための方策と活動計画を実施しなければならない。これらの方策と取り組みは予防手段も含め、活動の規模・強度・リスクに応じて実施しなければならない。	0	HCV管理戦略は関係者との協働で実施されていた。
組織は、高い保護価値(HCV)が効果的に保護されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方策に反映していかなければならない。また、モニタリングは、規模、強度、リスクに見合い、利害関係者、及び専門家との協議により推進しなければならない。	0	モニタリングが関係者との緊密な協働により実施されている。これまでのところHCVは維持されている。
組織もしくは組織のために実施される管理区画内での活動は、組織の経済、環境、社会の方針と目的に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則と基準に合致するものであること。	0	
組織は、管理計画に従い、最終伐採した後は天然更新または人工更新により、迅速に伐採前の状態またはより自然に近い状態に再生させなければならない。	0	主伐跡地の更新は適切に計画されており、実行されていた。また、更新後のモニタリングも実施されており必要に応じて補植などの処置も実行されている。

原則と基準の概要

18.01 規格要求事項	18.02 是正処置要求の数	18.03 評価の概要
組織は、管理目的に沿って、生態的に適合した種、在来種及びその地域固有の遺伝子型を用いて更新を行うこと。	0	現在、一般的にカラマツは地域の人工林に最も適していると評価されている。当該地域で主要な植栽樹種であるカラマツは日本の他の地域から北海道に約100年前に導入された。カラマツはトドマツ(<i>Abies sachalinensis</i>) やエゾマツ(<i>Picea jezoensis</i>)などの地元の在来種より成長がよい。
組織は、外来種を使用する際は、侵略的影響が制御できることや、効果的な影響低減措置がとられているという条件を満たさなければならない。	0	外来種の本木類及び草本類の使用が過去に一部あった。グループによるモニタリングにおいて、導入された種による意図しない更新又はその他の悪影響は特定されていない。
組織は管理区画内で遺伝子組換え生物を使用してはいけない。	0	適用外。認証森林内での生物学的防除及び遺伝子組換え生物の使用はない。
組織は、植生、種、場所に生態的に適合するとともに管理目的に合致した育林施業を行っている。	0	現場での観察、関係者インタビュー、森林管理計画のレビューにより、施業はこの基準に適合していると判断された。
組織は、肥料の使用の有益性が生態的かつ経済的に同等以上と認められる場合のみ限定し、それ以外は使用を避けるものとする。肥料の使用がある時には、土壌を含む多面的機能の劣化を防ぎ、環境への影響を軽減する及び/または価値を回復しなければならない。	0	適用外。認証森林内での肥料の使用はない。
組織は、化学農薬の使用を避ける、あるいは完全に排除するため、育林体系に基づく総合的な病虫害対策を構築しなければならない。またFSCの方針により禁止されている化学農薬は使用してはならない。農薬を使用する際には、多面的機能の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能と健康を回復しなければならない。	0	適用外。組織は化学農薬を使っていない。
組織は、国際的に認められた取り決めに従い、生物学的防除の使用を最小限に抑えなければならない。利用する際はモニタリングを行い、厳しく制御し、同時に多面的機能の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは価値を回復させなければならない。	0	適用外。組織は生物学的防除を使っていない。
組織は、その特性に応じて自然災害のリスクを評価し、自然災害による悪影響を低減するような活動を実施しなくてはならない。	0	組織は適切にリスクを特定し、リスクを緩和させる方策を取っていた。方策には、適期に間伐の実施、施業計画時に環境影響を考慮すること、などが含まれていた。
組織は、インフラの整備、輸送活動、育林等種々の事業活動に影響を受ける水資源や土壌の劣化を特定し、それに伴う希少種や絶滅危惧種とその生息・生育域や生態系、景観的な価値のかく乱と劣化を防ぎ、その影響がある場合は、低減及び/または元の状態へ回復するような措置を講じなくてはならない。	0	森林施業から環境影響を管理するためのガイドラインが実施されていた。次を含む様々な保護策が現場で実施されていた： -施業前に箇所ごとにEIAが実施されていた -道路開設では既存の路網や地形を考慮する -油漏れ予防策
組織は、残存木、林地残材やその他の多面的機能を損なわないように、伐採や収穫に関わる適正な活動を推進しなくてはならない。	0	適切な収穫技術はFSC-FMグループの森林管理計画及びその関連文書に規定されている。廃棄物及び森林へのダメージが最小に抑えられていることを記録のレビュー、現場での観察及びスタッフインタビューにより確認した。
組織は、環境に配慮した適切な方法で廃棄物の処理を行わなければならない。	0	FMU内で発生した全ての廃棄物は作業員により事務所に持ち帰られ、可能な場合はリサイクルされ、地元自治体のルールに則り廃棄されている。

指標のチェックリスト

19.04 基準インデックス		19.01 指標	19.02 調査結果	19.03 適合？
C1.01	1.1.1	This sheet is optional: CBs can provide their own Checklist instead, if they prefer		
C1.01	1.1.2	The CB should enter the list of indicators to be checked here		
C1.02	1.2.1	Can be either full NFSS or just those elements audited		
C2.01	2.1.1	Number the indicators like this Principle.Criterion.Indicator		
C2.01	2.1.2	That will ensure the conformity results are picked up automatically in sheet 18 P&C		
C2.01	a)	Entries that are not numbered using this convention will be treated as sub-indicators		

Annexes

20.01 Annex
No.

20.02 Annex Contents

1	This Annexes sheet can be used and edited anyway you see fit. It is not locked against any edits.
2	You can paste in screenshots and other images.
3	You can refer to any annex by number in the text of any question answer.
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

Template Error Reporting

[Report other problems and provide feedback here](#)



21.01 Question ID	21.02 Attempted Input	21.03 Error Encountered
2024-C023684-01	Tree species entered in 8SPP.	Determined not to be a registered tree species

Improving Question Translations

22.01 Question ID	22.02 Question Text in English	22.05 Current Question Text (Primary Language)	22.06 Improved Question Text (Primary Language)	22.07 現在の質問テキスト（二次言語）	22.08 改善された質問テキスト（二次言語）
-------------------	--------------------------------	--	---	-----------------------	-------------------------